（農林水産物を原材料とする製品等）

第二条　法第二条第一項第四号の政令で定める農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものは、次に掲げるもの（飲食料品に該当するものを除く。）とする。

一　飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）
二　漆
三　竹材
四　精油
五　木炭
六　木材
七　畳表
八　生糸

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第二条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第八十五号」の下に「、第八十七号の二」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十一　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

（農林水産省組織令の一部改正）

第四条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第四十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十八号

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（平成二十七年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定の特例）

第十三条の二　平成二十七年三月三十一日において第四条第一項（同項の表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項（平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項（同項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の厚生年金保険の被保険者期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する者を除く。）に係る平成二十七年度における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率（次項において「平成二十七年度従前額改定率」という。）は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七〇
平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七三
平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者	〇・九八三

2　平成二十七年三月三十一日において第十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法の項（廃止前農林共済法第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第二号に係る部分に限る。）又は平成十二年農林共済改正法の項に係る部分に限る。）又は第四項（同項の表第十四条の二第一項の項又は第十四条の三第一項の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の第十二条第二項に規定する旧農林共済組合員期間を有する者を除く。）に係る平成二十七年度従前額改定率は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令第六条第一項の規定にかかわらず、一・〇三一に〇・九七〇を乗じて得た率とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十三条の二の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎